

令和3年度第1回

第23採択地区教科用図書採択協議会会議録

招集期日		令和3年7月27日(火)午後2時00分				
開会場所		白岡市保健福祉総合センター 会議室3、4、5				
開会の日時・宣告者		令和3年7月27日(火)午後2時00分				村松 淳一
閉会の日時・宣告者		令和3年7月27日(火)午後2時48分				中村 敏明
出席状況	職名	氏名	摘要	職名	氏名	摘要
	白岡市教育委員会教育長	長島 秀夫	出席	越谷市教育委員会教育長	西山 通夫	出席
	白岡市教育委員会教育長嘱託代理者	新井 二郎	出席	越谷市教育委員会教育長嘱託代理者	飯野 和之	出席
	宮代町教育委員会教育長	中村 敏明	出席	新井教育委員会教育長	山西 実	出席
		深井 美智子	出席	新井教育委員会教育長嘱託代理者	会田 研司	出席
				事務局書記 松本 健		
議事参考者	職名	氏名	職名	氏名		
	白岡市教育委員会参考兼教育指導課長	村松 淳一	越谷市教育委員会学校教育課指導主事	齋藤 圭司		
	白岡市教育委員会教育指導課指導主事	松本 健	宮代町教育委員会教育推進課指導主事	鵜川 裕介		
	新井教育委員会教育指導課指導主事	加藤 隆				

会議事件名	顛 末
開 会 午後 2 時 00 分	村松参事兼教育指導課長 開会を宣する。
議 事	村松参事兼教育指導課長 令和 3 年度において、教科用図書採択協議会を開催するに至った経緯について説明を行う。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から一部議事について、資料の事前配付により書面決議としたことについて、説明を行う。
(1)①第 2 3 採択地 区教科用図書採択協 議会規約（案）につい て	事前に配付した資料に基づき、書面決議として承認を得た協議会規約（案）について確認のため、改めて事務局から示す。 第 1 条 協議会の設置 第 2 条 協議会の名称 第 3 条 協議会の目的 第 4 条 協議会を設ける市町教育委員会 第 5 条 協議会の事務局 第 6 条 協議会の組織 第 7 条 協議会の構成 第 8 条 役員等 第 9 条 会議の招集 第 10 条 議事 第 11 条 教科用図書の選定 第 12 条 専門員 第 13 条 学校における研究結果の聴取 第 14 条 保護者等の意見聴取 第 15 条 会議の公開 第 16 条 採択結果等の公表 第 17 条 情報の公開 第 18 条 経費 《採決》出席委員 事前の書面決議のとおり、全員異議なし。出席者全員賛成により原案どおり承認。

	<p>村松参事兼教育指導課長 事務局より資料にある一部事項について、確認のため改めて説明するよう指示する。</p> <p>事務局 松本 資料により説明する。</p> <p>《採決》 出席委員 事前の書面決議のとおり、全員異議なし。出席者全員の賛成により原案どおり承認。</p>
②第23採択地区教科用図書採択協議会情報公開の基準に関する規定(案)について	<p>事務局 松本 資料により説明する。</p> <p>《採決》 出席委員 事前の書面決議のとおり、全員異議なし。出席者全員の賛成により原案どおり承認。</p>
③第23採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則(案)について	<p>事務局 松本 資料により説明する。</p> <p>《採決》 出席委員 事前の書面決議のとおり、全員異議なし。出席者全員の賛成により原案どおり承認。</p>
議　事 (2) 役員選出	<p>事務局 松本 資料により説明する。</p> <p>事前の書面決議のとおり、役職については昨年度に引き続き担当することを改めて確認する。</p> <p>会長　　長島　秀夫（白岡市教育委員会教育長） 副会長　中村　敏明（宮代町教育委員会教育長）</p> <p>《採決》 出席委員 事前の書面決議のとおり、全員異議なし。出席者全員賛成により原案どおり承認。</p> <p>(長島会長　あいさつ)</p> <p>長島会長 会長が監事・会計を紹介する。</p> <p>監事　　山西　　実（幸手市教育委員会教育長） 会計　　西山　通夫（蓮田市教育委員会教育長）</p> <p>会長が事務担当者を紹介する。</p> <p>事務担当者　村松　淳一（白岡市教育委員会参事兼教育指導課長） 事務担当者　松本　健（白岡市教育委員会教育指導課指導主事） 長島会長</p>

	<p>事前の書面決議にて承認を得ているが、改めて出席者に承認を求める。</p> <p>出席者</p> <p>全員賛成により原案どおり承認。</p>
議　事	長島会長
(3)専門員の依頼及び報告について	<p>事務局から説明するよう、指示する。</p>
	<p>事務局　松本</p> <p>昨年度依頼した専門員に改めて依頼してあることを報告する。</p>
	<p>長島会長</p> <p>専門員の依頼については、本来協議会で諮るべきところであるが、採択までの期間が短いことから、このような対応に至ったことを説明し、承認を求める。</p>
	<p>長島会長</p> <p>《採決》 出席者全員賛成により承認。</p>
(4)協議にあたって	<p>長島議長</p> <p>次に、選定の手順について事務局から発言を求める。</p>
	<p>事務局　松本</p> <p>始めに専門員代表者から、第23採択地区における教科書の研究調査結果について説明を行う。続いて、質疑応答の時間とする。その後非公開とし、協議・投票・開票・選定という手順で進める。投票結果については、過半数となる3票以上の得票で決定とする。第1位の投票で過半数に満たない場合は、第2位の投票を行う。第2位の投票も含め、3票以上となった場合は、そちらを選定する。2社が過半数となった場合は、上位が多い教科書を選定する。第3位までの投票を終えても過半数に満たない場合は、学級数、児童・生徒数等を考慮した得点により、教科書を選定する。</p>
	<p>長島議長</p> <p>事務局案について意見がないか伺う。</p> <p>全員意見なし　事務局案を承認。</p>
	長島議長

開票の公正を期すために、立会人を指名する。

監事・山西 実 様、会計・西山 通夫 様にお願いしたい。

長島議長

意見がないか伺う。

全員意見がないため承認。

長島議長

中学社会・歴史的分野の選定を行う。専門員代表から、説明を願う。

専門員代表

調査資料に則り、説明を行う。

委員

これから学習を進めていく上で、QRコード等を活用した学習の可能性の広がりについて、どのように考えられるか。

専門員代表

初めにQRコード等を活用した学びについては、調査研究の段階で、8社のうち5社にて取り扱いが確認されている。QRコードを使ってWeb上にアクセスすると、基礎・基本の定着を図ることができるようなコンテンツや調べ学習を進める際に、興味・関心に応じて学習することができるよう整備されている発行者も見られた。子どもたちが主体的に学んだり、学習が広がったりする可能性が期待できるものであると考えられる。

委員

すべての教科書において、見開き1ページにて1単位時間の扱いとなっている。発行者により、掲載されている資料の大きさも異なるが、資料が大きい分だけ本文の量が少なくなっているところも見受けられる。子どもたちが学習していく上で、文章が少ないことに影響はないのか。また、本文には強調を示す太字の語句についても、発行者により差異が見られるが、学習者が情報を適切に得るという面では違いが、学習に影響はあるのか。

専門員代表

見開き1ページに大きな資料があることについては、資料を活用し、学びを進めていくことや資料そのものを調べ学習の課題設

定に役立てるという意図があるのでないかと考える。

また、語句の太字表記については、強調する表記を用いていない発行者もあった。太字表記については、発行者においてそれぞれ工夫しているものと考える。

長島議長

傍聴人はいないが、これより非公開とする。

委員に協議を求める。

委員の発言がないため、投開票に移る。

【立会人の立会のもと開票】

開票係：2東書、2東書、2東書、2東書、以上である。

長島議長

投票の結果、中学社会・歴史的分野は、発行者番号2番 東書に決定することよろしいか。

委員

全員異議なく承認

長島議長

異議なしと認め、中学社会・歴史的分野は、発行者番号2番 東書に決定する。

長島議長

協議結果については、掲示板の通りである。御確認いただきたい。また、閉会後に事務局から一覧を配付する。

長島議長

傍聴人はいないが、ここで非公開を解除する。

長島議長

情報の公開について、事務局から発言を求める。

事務局 松本

過日、事前の書面決議にて承認されたとおり、「令和3年度第23採択地区教科用図書採択協議会情報公開の基準に関する規定」に則り、情報公開を行っていく。なお、公開の時期については、規程の

9に従いまして、9月1日以降の公開となる。御了承いただきたい。

長島議長

その他、確認することはあるか。

ないため、ここで議長の任を解かせていただく。

中村副会長

閉会を宣す。

上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに
署名する。

令和3年9月27日

第23採択地区教科用図書採択協議会長

長島秀夫

